

# メーカー製品保証 利用規約

本利用規約（以下、「本規約」といいます）は、バリュースソリューション株式会社（以下、「弊社」といいます）が提供する製品保証（以下、「本保証」といいます）の利用に関する事項を定めるものです。

## 第1条（定義）

1. 「本保証」とは、第3条に詳細を定めるNONフリーズ製品シリーズの製品保証をいいます。
2. 「対象製品」とは、弊社NONフリーズ製品シリーズであって、登録者が弊社WEBサイト上の登録ページ（以下「登録ページ」といいます）において利用登録を行ったものをいいます。
3. 「登録者」とは、対象製品を購入した法人又は公共団体のうち、本規約内容を了解した上で、第5条に従い登録ページにおいて本保証の登録が完了したものをいいます。

## 第2条（本契約の適用範囲等）

1. 本規約は、本保証の利用に際し適用されるものとします。また、弊社が弊社WEBサイト等の記載、その他の方法により登録者に対し本保証に関する細則等（以下「細則等」といいます）を告知した場合は、当該細則等は本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約と細則等の内容が相反または矛盾した場合は、細則等の内容を優先して適用するものとします。
3. 弊社が必要と認めた場合、弊社は、登録者等の承諾又は事前通知を行うことなく、本規約の内容を変更できるものとします。
4. 細則等及び変更後の本規約は、弊社サイトへの表示等、登録者等がその内容を確認可能となった時点より効力を生じるものとします。

## 第3条（本保証の対象）

1. 日本国内において対象製品に対し弊社が提供する無償修理について、本保証を提供する期間を、基準日から1年間とします。
2. 本保証の範囲は、対象製品に同梱される用紙に記載された「保証規定」を基準とし、製品取扱説明書に記載されている「安全上のご注意」を遵守の上、ご利用の場合のみ適用されます。なお、登録者は本保証を受けるために対象製品を弊社に送付する際の送料の負担が必要となります。
3. 本保証において、基準日とは、登録者が弊社又は弊社が認める第三者から対象製品の納入を受けた日（以下、「納品日」といいます）をいい、納品後に専用Webページから製品登録が行われた場合、入力された納品日が本保証における基準日となります。なお、納品日から一ヶ月以上遅れて登録がされても保証対象外となりますので、ご注意ください。
4. 以下の各号に定める業務は、本保証の対象となりません。
  - (1) 対象製品に関する設定業務
  - (2) 訪問による交換、修理、設置作業
  - (3) 障害箇所及び障害原因（登録者のネットワーク環境において異常又は不具合が生じた場合を含む）の切り分け作業
  - (4) 障害原因の特定作業
  - (5) 対象製品の移設、撤去に関する作業、および立会
  - (6) 登録者の要求に基づく対象製品の改造、清掃、点検
  - (7) 対象製品内のデータの保護又は保全
  - (8) 対象製品が接続されるネットワークの復旧作業
  - (9) その他、製品同梱書類記載の「保証規定」の範囲外の業務
5. 本保証におけるサービス受付時間は、祝祭日及び弊社休業期間を除く、平日（月曜日～金曜日）の10：00～12：00及び13：00～17：00です。

## 第4条（利用資格）

本保証の利用資格は、弊社が提供する本保証の意図を理解の上、適切に利用することに同意して頂ける法人又は公共団体が有するものとします。

## 第5条（本保証の利用登録）

1. 本保証を希望する者は、登録ページにおいて、NONフリーズ製品シリーズのシリアルナンバーその他の必要事項を記入し、弊社にオンラインで提出することにより申込みます。
2. 弊社は、利用希望者からの登録申請に対して、弊社所定の手続に従い利用申込を承諾し、当該承諾をもって利用登録が成立し、利用希望者は登録者として本保証を受けることができるものとします。
3. 本保証を希望する者は、必ず、第1項及び前項に定める利用申込及び利用登録を行うものとし、利用登録を行わない場合において、対象製品に不具合等が生じたときは、保証の範囲が否かを問わず、当該不具合等の修理は有償とします。

#### 第6条（登録情報の変更・訂正等）

1. 登録者は、登録内容の変更を希望する場合、弊社WEBサイトにおいて、所定の変更手続きを経ることにより、登録内容を変更することができます。
2. 登録者は、事前に前項に定める変更手続きを経ることなく、本規約により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させることはできません。

#### 第7条（免責事項）

法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても、本製品の使用または使用不能から生ずる二次的損害（事業利益の損失、事業の中断、他の機器や部品に対する損傷、事業情報の損失またはその他の金銭的損害を含む）に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（秘密保持）

1. 登録者及び弊社は、本保証の提供に関して相手方から開示を受けた技術上又は営業上の情報を、当該情報の開示を受けた日から2年間、秘密情報として善良なる管理者の注意をもって保管し、相手方の事前承諾なく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する情報については、この限りではありません。
  - (1) 開示の時に既に公知であった情報又は、開示を受ける当事者が保有していた情報
  - (2) 開示後に、開示を受けた当事者の責によらず公知となった情報
  - (3) 開示を受けた当事者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
  - (4) 秘密情報を使用することなく、開示を受けた当事者が独自に開発した情報
2. 弊社は、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合には、登録者等に対し、法律上認められる範囲内で秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令又は秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えた上で、これらの者に対して秘密情報を開示することができるものとします。なお、登録者等は、本項の規定に従い政府機関等に開示したことにより被った損害その他の不利益の賠償から弊社を免責することに同意するものとします。

#### 第9条（個人情報）

1. 本規約において、個人情報とは、個人に関する情報であり、その情報に含まれる氏名、住所、メールアドレス、生年月日、嗜好情報、その他の記述又は個別に付与された番号や記号により、その個人を識別できるもの（その情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別できるものを含む）をいいます。
2. 弊社は、登録者等より取得した個人情報に関し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとし、適切な安全管理を行うものとします。

#### 第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約は日本法に基づき解釈されるものとします。
2. 本規約又は本保証に関連して、登録者と弊社との間で紛争が生じた場合は、弊社の本社所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第11条（協議）

本規約の内容または、本規約に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、当事者双方で協議するものとします。

附則：本規約は2015年10月1日から適用します。

バリューソリューション株式会社